

公益財団法人 山田育英会 ※応募にあたっては必ず HP を確認して下さい。

<http://www.yamada-ikueikai.or.jp/recruit/>

## 平成30年度奨学生募集のご案内（公募枠）

### 募集期間

~~—2018年4月2日（月）～5月18日（金）（事務局必着）—~~

#### 【大学への提出期限】

平成30年5月7日（月）16時

#### 【提出場所】

教務係または各校地事務室

### 募集人員

本年度新入学生20名以内 なお、2年生以上の募集は行っておりません。

### 応募資格

奨学金の給与を受ける者（以下「奨学生」という）の資格は以下のいずれの条件にも該当する者となります。

#### [条件1]

大学に在学する学生で、志操堅実、学業成績優秀、身体強健でかつ、経済的理由により就学が困難（※）な者で下記の各号の一に該当する者の推薦のある者（ただし、本年度新入学生のみを対象とします。）

- 1) 出身学校長
- 2) 大学学長又は学部長

（その他所属する学科等の長も含むこととし、名称にはこだわらない）

※当財団は、主たる家計支持者の収入年額が、以下の「収入基準額表」に記載されている収入基準額以下であることを応募の条件としております。主たる家計支持者の収入年額が収入基準額を超える場合は、応募いただくことができませんのでご注意ください。

- ・収入基準額表

#### [条件2]

「公益財団法人山田育英会奨学金給与規程」を遵守できる者

- ・公益財団法人山田育英会奨学金給与規程

### 奨学金給与額及び奨学期間

#### 1. 奨学金給与額

奨学生には1人に付、1ヶ月下記の金額を給与します。なお、給与された奨学金の返還は不要です。

- 1) 大学学部学生 20,000円
- 2) 大学大学院修士課程学生 25,000円

## 2. 奨学期間

奨学生の在学する正規の最短修業期間とします。

### ※注 給与の中断及びとりやめについて

1) 奨学生が退学し、または停学処分を受けた場合は、給与をとりやめます。また休学、留年した場合ならびに必要な報告を怠り、または虚偽の報告を行った場合は、理事長の決定により、給与を中断あるいはとりやめます。

2) 奨学生が1年間で受講した科目の成績のうち、不可が3割を超えた場合は、理事長の決定により、奨学金の給与をとりやめます。

### 応募方法

奨学生志願者は、下記応募書類を当財団事務局宛に郵送してください。

なお、「公益財団法人山田育英会奨学生願書」は必ず応募者本人が日本語で手書きしてください。

#### 【応募書類】

- 1) 公益財団法人山田育英会奨学生願書 (HP 掲載 PDF をプリントアウトのうえ使用すること。)
- 2) 公益財団法人山田育英会奨学生推薦書 (HP 掲載 PDF をプリントアウトのうえ使用すること。大学・高校どちらでも可。)
- 3) 学業成績証明書 (大学生は高校3年時、大学院生は大学全学年のもの。)
- 4) 写真 (4 cm × 3 cm 願書に貼り付けること。)
- 5) 所得証明書 (市町村又は税務署発行の証明書で前年1月1日から12月31日までの所得を証明したもの。会社等の発行した源泉徴収票の写しや、税務署の受付金がある確定申告書の写しでも可。)

※主たる家計支持者の収入年額が「収入基準額表」に記載されている収入基準額を超える場合は、応募いただくことができませんのでご注意ください。

- 6) 課題論文 (以下のテーマについて記載する。なお、形式については任意とし、原稿用紙に1,000～2,000字内で記載すること。)

#### 【課題論文テーマ】

わたしの夢

※下記の応募様式は HP よりダウンロードできます。(平成 30 年度のみ使用できます)

奨学生願書

「公益財団法人山田育英会 奨学生願書 (大学生用)」

奨学生願書

「公益財団法人山田育英会 奨学生願書 (大学院生用)」

推薦書

「公益財団法人山田育英会 奨学生 推薦書」

#### 【送付先】

〒530-8323

大阪府大阪市北区中崎西 2 丁目 4-12 梅田センタービル

ダイキン工業(株)内 公益財団法人山田育英会 事務局

※お送りいただいた書類は、奨学生の選考及び当財団の公益活動（奨学金の給与及び研修会・交流会の開催）以外の目的には使用致しません。

#### 選考と採用並びに奨学金の給与時期及び交付方法について

##### 1. 選考と採用について

当財団選考委員会の書類選考を経て当財団理事長が採用を決定するものとします。

採用通知は 6 月末までに行います。

##### 2. 奨学金の給与時期及び交付方法について

原則として年間給与額を 4 回（但し 1 年生は 3 回）に分けて、以下のいずれかの方法により交付します。

1) 在学大学の学長、または学部長を経由して本人に給与する。

2) 本人名義の銀行口座に振り込む方法により本人に給与する。

なお、給与された奨学金の返還は不要です。

#### 学業成績及び生活状況等の報告について

奨学生は、毎学年度末から 1 ヶ月以内に、学業成績表及び生活状況報告書並びに進級状況を証明する書面を当財団理事長宛へ提出しなければなりません。

また、奨学生は、以下のいずれかに該当する場合は、直ちに当財団理事長宛へ届け出なければなりません。

1) 休学、復学、留年、転学または退学したとき。

2) 停学その他の処分を受けたとき。

#### 教育研修及び人材交流に関する事業について

当財団では、奨学生を対象に研修会及び交流会を開催致します。

詳細につきましては、別途お知らせ致します。

## 収入基準額表

世帯 人員	主たる家計支持者が給与所得者 である場合の収入基準額	主たる家計支持者が給与所得者以 外である場合の収入基準額
2人	6,500,000円	5,000,000円
3人	7,500,000円	6,000,000円
4人	8,500,000円	7,000,000円
5人	9,500,000円	8,000,000円
6人以上	9,500,000円	9,000,000円

主たる家計支持者が給与所得者である場合

…所得証明書等における収入金額（税込み）

主たる家計支持者が給与所得者以外である場合

…所得証明書等における所得金額（税込み）

### 備考

1. 主たる家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）1名の収入金額を選考の対象とする。
2. 上記の収入基準額を超える者についても、主たる家計支持者の失職、破産又は病気等による家計の急変があった場合、自然災害により予期せぬ経済的な困難に直面した場合等で緊急にこの奨学金を必要とする場合には特例として奨学金を給与することができる。

## 公益財団法人 山田育英会 奨学金給与規程

### (目的)

第1条 本会から給与する学資は本会の趣旨により山田奨学金（以下「奨学金」という）と称す。この奨学金は本会選考委員会において選考したる者に奨学金を給与し、社会有為の人材を育成することをもって目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 奨学金の給与を受ける者（以下「奨学生」という）の資格は大学に在学する学生で、志操堅実、学業成績優秀、身体強健でかつ、経済的理由により就学が困難な者で下記の各号の一に該当する者の推薦のある者とする。（但し、当該年度新入学生のみを対象とする）

1. 出身学校長
2. 大学学長又は学部長（その他所属する学科等の長も含むこととし、名称にはこだわらない）

### (奨学金の額および給与期間)

第3条 奨学金は1人に付、1ヵ月下記の金額を給与する。

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| 1. 大学学部学生              | 20,000円 |
| 2. 大学大学院修士課程及び博士後期課程学生 | 25,000円 |

但し、博士後期課程学生については、過去に本会において大学学部学生又は大学大学院修士課程学生として奨学金を給与したことがある者のみを対象とする。

- ②前項の金額の給与期間は、奨学生の在学する正規の最短修業期間とする。  
なお、博士後期課程学生の給与期間は、最大3年とする。
- ③前項の金額の給与期間は、一定の条件を満たした者のみ、最大1年まで延長することができることとする。

### (奨学生の決定)

第4条 奨学生は、本会選考委員会の選考を経て本会理事長が決定するものとする。

(奨学生希望者の出願手続)

第5条 奨学生を希望する者は、以下に定めるいずれかの方法により、推薦を受けた上で、本会にその旨を願い出なければならない。

1. 推薦枠により出願する方法

本会が奨学生候補者の推薦を依頼した大学（以下「推薦依頼校」という）に割り当てた推薦枠（原則として1大学につき4名以内とする。）により、推薦依頼校の学長又は学部長から推薦を受けた上で出願する方法（本号による推薦を受けて出願する奨学生候補者を、以下「推薦枠奨学生候補者」という。）

なお、推薦依頼校は本会理事会が別途定める。

2. 公募枠により出願する方法

出身学校長、大学学長又は学部長のいずれかの推薦を受けた上で出願する方法

（本号による推薦を受けて出願する奨学生候補者を、以下「公募枠奨学生候補者」という。）

②推薦枠奨学生候補者は、出願に際し、次の各号に定める書類を本会へ提出しなければならない。

1. 奨学生願書

2. 推薦書

3. 学業成績証明書（高校3年時のもの）

4. 写真（4 cm×3 cm）※願書に貼り付ける。

5. 課題論文（選考委員が定めるテーマについて記載する。なお、形式については任意とし、原稿用紙に1,000～2,000字内で記載する。）

③公募枠奨学生候補者は、出願に際し、次の各号に定める書類を本会へ提出しなければならない。

1. 奨学生願書

2. 推薦書（大学・高校どちらでも可）

3. 学業成績証明書

（大学生は高校3年時、大学院修士課程学生は大学全学年のもの、大学院博士後期課程学生は大学院修士課程全学年のもの）

4. 写真（4 cm×3 cm）※願書に貼り付ける。

5. 所得証明書

6. 課題論文（選考委員が定めるテーマについて記載する。なお、形式に

については任意とし、原稿用紙に 1,000～2,000 字内で記載する。)

(選考委員会の構成)

第 6 条 本会の選考委員会の構成は次のとおりとする。

1. 選考委員会は、3 名以上 5 名以内の選考委員をもって組織する。
2. 選考委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
3. 選考委員のうちには、本会の役員および評議員が選考委員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
4. 選考委員の選出にあたっては、各選考委員相互に親族その他特殊な関係にある者が含まれてはならない。
5. 選考委員のうちには、本会の役員の親族その他特殊な関係にある者が選考委員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
6. 選考委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(奨学金の交付方法)

第 7 条 奨学金の給与は、以下のいずれかの方法により行う。

1. 在学大学の学長、または学部長を経由して本人に給与する。
2. 本人名義の銀行口座に振り込む方法により本人に給与する。

(学業成績および生活状況等の報告)

第 8 条 奨学生は、毎学年度末から 1 ヶ月以内に、学業成績表および生活状況報告書ならびに進級状況を証明する書面を本会理事長宛へ提出しなければならない。

②奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本会理事長宛へ届け出なければならない。

1. 休学、復学、留年、転学または退学したとき。
2. 停学その他の処分を受けたとき。

(給与の中断およびとりやめ)

第 9 条 奨学生が、退学し、または停学処分を受けた場合は、奨学金の給与をとりやめる。また休学、留年した場合ならびに必要な報告を怠り、または虚偽の報告を行った場合は、理事長の決定により、給与を中断あるいは

とりやめる。

- ②奨学生が1年間で受講した科目の成績のうち、不可が3割を超えた場合は、理事長の決定により、奨学金の給与をとりやめる。

## 付 則

1. この規程は昭和32年2月11日制定し昭和32年4月1日より施行する。
  2. この規程は昭和35年3月31日奨学金の額および給与期間（第3条）の給与月額「2,000円」を「3,000円」と改め昭和35年4月1日より施行する。
  3. この規程は昭和36年3月25日奨学金の額および給与期間（第3条）を改正し、昭和36年4月1日より施行する。
  4. この規程は昭和43年7月12日奨学金の給与期間（第3条）を改正し、昭和43年4月1日に遡及し施行する。
  5. この規程は昭和46年3月31日奨学金の額および給与期間（第3条）の給与月額を改め、昭和46年4月1日より施行する。
  6. この規程は昭和54年5月10日奨学金の額および給与期間（第3条）の給与月額の改訂ならびに旧第5条、第7条、第8条、第9条を改訂ないしは抹消し、昭和54年4月1日に遡及し施行する。
  7. この規程は昭和60年7月24日奨学金の額および給与期間（第3条）の給与月額を改め、昭和60年4月1日に遡及し施行する。
- ② 昭和60年3月31日以前に奨学生として採用された者に対する奨学金の給与の額については、改訂後の第3条第1項の規程にかかわらず改定前の定めによる。
8. この規程の第8条「受領書の提出」の項を抹消し、昭和62年4月1日



より施行する。

9. この規程は平成 24 年 4 月 20 日選考委員会の構成（第 6 条）の改正ならびに学業成績および生活状況の報告等（第 8 条）を新設し、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。
10. この規程は平成 26 年 3 月 10 日奨学生の資格（第 2 条）、奨学金の額および給与期間（第 3 条）、奨学生の決定（第 4 条）、奨学生希望者の出願手続（第 5 条）、奨学金の交付方法（第 7 条）、学業成績および生活状況等の報告（第 8 条）の改正ならびに給与の中断およびとりやめ（第 9 条）を新設し、平成 26 年 3 月 10 日より施行する。
11. この規程は平成 28 年 3 月 24 日奨学金の額および給与期間（第 3 条）の給与月額を改め、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
12. この規程は平成 29 年 3 月 30 日奨学生の資格（第 2 条）の 2. に括弧書きを追加し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
13. この規程は平成 30 年 3 月 26 日奨学生の資格（第 2 条）の括弧書き内「より」を「のみを」に変更し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
14. この規程は平成 30 年 3 月 26 日博士後期課程学生に関する記載を追加し、それにもない奨学金の額および給与期間（第 3 条）及び奨学生希望者の出願手続（第 5 条）の第③項の 3. の内容を変更し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
15. この規程は平成 30 年 3 月 26 日奨学金の額および給与期間（第 3 条）の第③項を追加し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

# 公益財団法人山田育英会奨学生願書（大学生用）

_____大学 _____学部 _____学科					写  真  (4cm×3cm)		
(ふりがな) 氏名							
現住所 電話番号 メールアドレス	〒 ( ) — @					自宅・寮・下宿 その他 ( ) ※いずれかに○印	
家族住所 電話番号	〒 ( ) —						
生年月日	昭和/平成 年 月 日 (満 歳)						
奨学金月額	20,000円		給付期間	平成 年 4月 ~ 平成 年 3月			
本人 学 歴	年/月	学 校 名			学 部・学 科		
	H /	高等学校入学					
	H /	高等学校卒業					
	H /	大学入学					
趣 味				特 技			
家 族 氏 名		本人との 続 柄	年 齢	家 族 氏 名		本人との 続 柄	年 齢
上記の記載事項に関しましては相違ありません。 万一記載事項に相違あるときは奨学生の採用を取り消しされても異存ありません。							
平成 年 月 日				氏名		印	



# 公益財団法人山田育英会奨学生推薦書

学生記載

本人氏名

年 月 日生(満 才)

性質素行

学内外諸団体加入の有無並びに活動状況

推薦所見

上記の者は、人物学術ともに優秀身体強健で貴会の奨学生として  
適当な者と認め、推薦いたします。

年 月 日

学校名

学生課記載

推薦者

印

指導教員  
記載

## 公益財団法人山田育英会奨学生推薦書

本人氏名	年 月 日生(満 才)
性質素行	
学内外諸団体加入の有無並びに活動状況	
推薦所見	
<p>上記の者は、人物学術ともに優秀身体強健で貴会の奨学生として 適当な者と認め、推薦いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>学校名</p> <p>推薦者 <span style="float: right;">印</span></p>	